

伊豆の国市新火葬場基本計画検討委員会における会議の進め方

1 設置の趣旨について

『設置要綱第 1 条抜粋』

新火葬場の建設にあたり、市民の声を取り入れ、施設の基本的な検討を行うため、新火葬場基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長及び副委員長の選出について

『設置要綱第 5 条抜粋』

(1) 委員長 1 名及び副委員長 1 名は委員の互選により選出する。

3 会議内容の公開について

『設置要綱第 7 条抜粋』

(1) 会議は、原則として公開するものとする。

(2) 委員長は会議内容が次の事項に該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

・伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第 8 号）第 7 条の不開示情報に該当するとき。

・その他会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(3) (2)の決定をしようとする場合は、委員長は、会議に諮る。

(4) 委員長は、非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明する。

4 議事録等の公開方法について

(1) 委員会名簿、議事録、会議資料の公開を伊豆の国市の広報やホームページ上で行う。

(2) 委員会の議事録は、各委員に実名表示された議事録にて確認を受け、公開する際は、発言者の表示を委員長、事務局、委員と表示した上でホームページ上にて公開する。

5 会議の傍聴について

(1) 会議の傍聴は、傍聴規程を使用する。

伊豆の国市新火葬場基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新火葬場建設にあたり、市民の声を取り入れ、施設の基本的な検討を行うため、新火葬場基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 新火葬場基本計画に関すること。
- (2) 前号のほか、新火葬場基本計画に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係区の推薦者
- (3) 公募による市民
- (4) 新火葬場及び新し尿処理場建設候補地選定会議の推薦者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の検討事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。

2 委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第7条の不開示情報に該当するとき。

(2) その他会議を公開することにより、公正又は円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

3 委員長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項に該当する恐れが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 委員長は、前2項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

（オブザーバー）

第8条 委員会は、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、委員会の会議において意見を述べることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

（報償）

第10条 委員及びオブザーバーが職務を遂行したときは、その都度報償を支払う。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内において、別に定める。

（庶務）

第11条 委員会の運営及び庶務は、市長戦略部公共施設整備推進課において行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。

伊豆の国市新火葬場基本計画検討委員会傍聴規程

(傍聴の手続き)

第1条 傍聴を希望する者は、会議開始5分前までに傍聴受付簿に自己の住所、氏名その他必要な事項を記入することにより手続きをするものとする。

2 前項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 第1項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数に満たない場合は、会議開始5分前以降も引き続き傍聴の手続きを行うことができるものとする。この場合において、手続を行うことができる人数は、会議場の傍聴席数に満たない人数とする。

(傍聴することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類いを携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類いを着用又は携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第3条 傍聴席では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、論談又は拍手などをすること。
- (2) 議事を批評したり、又はこれに可否を表明すること。
- (3) 委員又は係員に質問すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 傍聴席からみだりに離れること。
- (6) 写真や動画を撮影し、又は録音すること。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(報道機関の特例)

第4条 報道機関の傍聴の手続きは、第1条の規定にかかわらず報道機関用受付簿

に会社名、担当記者名その他必要な事項を記入することにより手続きをするものとする。

2 報道機関は、第3条第6号の規定にかかわらず、写真や動画を撮影し、又は録音することができる。

(退場命令)

第5条 委員長は、前条の規定に違反する者に対しては、退場を命じることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成29年2月28日から施行する。